

東広島市農業委員会令和5年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月28日(金) 午前10時00分から11時30分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見 昌嗣	2	木原 省五	3	清水 壽昭
4	窪田 恒治	5	台川 洋子	7	岡土居 正弘
9	大月 みどり	11	黒川 克輝	12	荒谷 義憲
13	住井 正美	16	吉高 信夫	17	長原 毅
18	在間 輝昭	19	仲伏 英雄	20	杉本 源藏
21	脇坂 俊之	22	高尾 昭臣	23	古川 みどり
24	土井 浩文				

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉 亜紗美	8	古本 啓之	10	岡本 義則
15	原 茂正				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 24番 土井 浩文 委員 1番 三見 昌嗣 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（別紙 1）

- 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
(農地中間管理機構関係分) の決定について (別紙 2)
- 議案第 21 号 農地法関係事務処理要領の一部改正について (別紙 3, 別冊 1, 別冊 2)
- 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 25 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について (別紙 4)

(5) 報告

- 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 17 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 18 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	湯 浅 至 恭
産業部農林水産課担い手支援係主査	栗 原 大 輔

議 長	<p>それでは、これより令和5年度4月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたします。</p> <p>在任委員数23人中19人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、24番土井委員、1番三見委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和5年4月28日1日限りとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、会期は令和5年4月28日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、東広島市長から意見を求められているため、内容については農林水産課からの説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>私から、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料の別紙1をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、賃借権設定の所有権の移転に係るもので、賃借権設定は64件、総面積224,206㎡となっております。また、所有権の移転は3件で、面積は7,487㎡となっております。詳細につきましては資料にてご確認ください。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件も、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>それでは、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料の別紙2をご覧ください。</p> <p>今回の議案として提出しております利用集積計画につきましては15件、面積は51,446㎡で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p>

議 長	ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。 どうぞ。
長原委員	17番の長原です。 ●●市の●●、これは●●ではやはりレンコンの経営をされとるんですか。どうなんですか。経営状況はどうなんか。
議 長	それでは、回答を。
栗原主査	こちらの借受け者であります●●についてですが、12月の総会のときから利用集積計画、こちら利用権の設定のほうをさせていただいております。こちらの会社につきましては、●●県の●●市、あと●●市といったところでレンコンの栽培をされておまして、経営としましては現時点で50haの集積をされて、レンコンの栽培をされております。 以上です。
長原委員	ほかの県ではやっておられるんですか。広島県は今回初めてでしようが、他県ではやっておられる。その情報はないですか。
栗原主査	現時点では、●●さんは他県での進出はありません。広島県への進出のみとなります。
長原委員	今回、高屋ですね。3-1から3-12か13まであるんですけど、面積は幾らになるんですか。全体の、高屋の。
栗原主査	今回、●●で集積計画を立てておりますのが全部で13件あります。今回の議案の中で、●●への貸付部分につきましては約45,000㎡ということになります。
長原委員	分かりました。いいです。
議 長	ありがとうございました。 ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないということで、ご質問は。 採決に入ります。 議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の湯浅さん、栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
	< 湯浅課長補佐、栗原主査、退室 >
議 長	次に、議案第21号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下係長	議案第21号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」でございます。 座って説明をさせていただきます。 初めに、資料の差し替えをお願いいたします。 当初お配りした別紙3、別冊1、別冊2の要領名が「農地法関係事務処理ガイドライン」となっておりましたが、正しくは市のほうは「農地法関係事務処理要領」となりますので、差し替えをお願いいたします。差し替え分につきましては、本日こちらのほうでお配りしているものとなります。 3枚物の資料を机の上に置かせていただいております。一番上のものが別紙の3、その次が、カラー刷りのものが別冊1、新旧対照表（議案第21号関係）、別冊2、新旧対照表（議案第21号関係）、こちらの3枚のほうの差し替えを申し訳ございませんがお願いいたします。 それでは、説明をさせていただきます。 本委員会において策定をしております農地法関係事務処理要領につきまして、令和5年3月29日付で広島県から「農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について」との通知があり、こちらの通知内容に基づき、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

松下係長

当初お配りをいたしましたこちら、冊子になっております別冊1と別冊2と、別紙の3、本日差し替えをさせていただきました別紙の3、こちらの資料を基に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、別紙の3をご覧くださいと思っております。1枚物の資料となっております。

こちらの表、左がカラー刷りのものにつきまして、新旧対照表ですが、左側が改正後、右側が現行、一番右の列が改正の理由となっております。

また、赤字は法改正の取扱いの変更があるもの、青字は内容の実質的な変更ではないが、説明の追加、表現、構成の見直し、番号ずれ等でございます。

主な改正内容につきましては、別紙の3、1枚物により説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの改正後の表につきましては、左の列から2列、区分及び改正項目というところが改正項目、3列目、主な内容というところが内容、4列目、別冊1、2、新旧対照表の主な該当ページとなっております。

それでは、区分の本文1からご説明をさせていただきます。

本文1の基盤法改正については、農用地利用集積計画の廃止に伴い、該当部分の削除と経過措置の記載を行ったものでございます。

別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、冊子の8ページ、改正後の下の段の赤字部分を追加したものでございます。

続きまして、本文2、基本法改正については、農用地利用集積等促進計画について記載したものでございます。

同じく、別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、7ページ、改正後(6)の赤字部分でございます。

続きまして、本文3の農地改良届については、基本的に所有者または耕作者からの届出とすることを明記したものでございます。

同じく、別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、16ページ、改正後の下の段の赤字部分でございます。

続きまして、本文4の養殖池については、土地の計画変更がない場合、転用に該当しないとしていたが、他の目的との整合性から、転用に該当する取扱いに改めたものでございます。

別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、15ページ、改正後の中段の赤字部分でございます。

続きまして、本文5の分筆については、1筆の一部の転用許可申請について、分筆が基本ではありませんが、所有権移転や地目変更登記を前提としない場合で、分筆しない申請を受理する際は実測図を添付した申請を認める旨を記載したものでございます。

別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、23ページ、改正後の下段の青字部分でございます。

続きまして、本文6の転用許可不要について、記述の整理は農地法第4条と第5条の許可不要を別に記載しておりましたが、重複部分が多いことから、共通するものをまとめたものでございます。

別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、19ページ、改正後の中段の青字部分でございます。

続きまして、本文7の一時転用許可については、のり面等太陽光発電等について、例外的な取扱いが増えたことから項目を新設し、内容を整理したものでございます。

別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、16ページの改正後の下段の青字部分、16ページから17ページにかけてでございます。

続きまして、本文8の転用許可に係る関連法令との調整についてでございますが、開発許可との同時許可、農振法との関係等について内容を整理したものでございます。

別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、26ページ、改正後の下段の青字部分でございます。

続きまして、本文9の転用許可の条件については、特定建築条件付売買予定地や、のり面等太陽光発電、営農型太陽光発電等、新規条件のパターンが増えてきたことから、改めて整

<p>松下係長</p>	<p>理をしたものでございます。</p> <p>別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、31ページ、改正後の中段の青字部分、31ページから35ページでございます。</p> <p>続きまして、本文10の基本台帳については、転用許可に付した条件の進捗状況を管理するために基本台帳を作成することとしておりますが、事務の電算化が進んでいることも踏まえ、農業委員会が別に定める方法で管理しても差し支えない旨を記載したものでございます。</p> <p>別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、35ページ、改正後の下段の赤字部分でございます。</p> <p>続きまして、本文11の市街化区域での転用届出について、こちらにつきましては農地法改正による根拠条文の条項繰上げの記載や、制度の確認の意味で記載したものでございます。</p> <p>別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、37ページ、改正後の下段の赤字部分でございます。</p> <p>続きまして、本文12の追認許可については、追認許可を行う際に確認すべき事項を記載したものでございます。</p> <p>別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、41ページ、改正後の下段の青字部分でございます。</p> <p>続きまして、本文13の農地所有適格法人以外の法人等からの利用状況報告等については、同じような記載の繰り返しとなっていた部分を整理したものでございます。</p> <p>別冊1、新旧対照表の主な該当ページにつきましては、46ページ、改正後の下段の青字部分、46ページから47ページでございます。</p> <p>続きまして、本文14の表示部については、表示部について第1部の最後にまとめたものでございます。</p> <p>別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、64ページ、改正後の中段以降の青字部分、64ページから69ページでございます。</p> <p>続きまして、区分の審査基準でございます。</p> <p>審査基準1の下限面積廃止は、農地法の改正に伴い、下限面積に関する部分を削除したものでございます。</p> <p>今度は冊子が替わりまして、別冊の2のほうになります。</p> <p>別冊2の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、13ページ、現行の赤字部分を削除したものでございます。</p> <p>続きまして、審査基準2のその他の農地法改正については、条項繰上げ等を修正したものでございます。</p> <p>別冊2の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、14ページの改正後の上段、中段の赤字部分、上段のほうは「第6号」から「第5号」、中段のほうは「第7号」から「第6号」へと改正をしております。</p> <p>続きまして、審査基準3の他の法律の改正は、改正に伴う法律名の変更等に対応して修正したものでございます。</p> <p>別冊2の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、19ページ、改正後の下段の赤字部分、農業改良資金助成法から農業改良資金金融通法に改正をされております。</p> <p>続きまして、審査基準4の表現、説明の見直しでございますが、内容の実質的な変更ではございませんが、用語定義、要件等について全体的に表現や整理を見直したものでございます。</p> <p>なお、改正後の農地法関係事務処理要領につきましては、本日机の上に紫色のファイルとして配付をしておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p>

議 長	議案第21号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、原案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第21号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、議案のとおり改正することに決定いたします。 次に、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田 主 査	改めまして、4月から農地法3条を担当させていただきます和田です。よろしくお願いいたします。 それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 まず、先ほど上程し、可決されました議案第21号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」の中で説明させていただいたところですが、農地法の改正がございまして、令和5年4月1日より農地法3条の農地等の権利移動の審査基準の一つでございました下限面積が廃止されております。これにより、農業を副業的に営み、自家消費を目的とした農作物の栽培等のために、小面積で農地を取得することができるようになりました。今後は、農業未経験の方の農地取得も増えていくと考えられますが、農地取得後、農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う全部効率利用要件や、常時従事要件、また地域との調和要件などについては変更はございませんので、引き続き判断基準としてご審議を続けていただきますようお願いいたします。 それでは、議案の説明に移ります。 今月は19件の申請がありました。内訳は9ページに記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 初めに、25-1でございます。 このたび土地改良区の解散移行手続のため財産処分を行う必要があることから、隣接する農地の相続人である受人へ売買により所有権移転をするものでございます。隣接農地については、地域の農事組合法人に貸付けをされておりますが、受人はその構成員として畦畔管理、水管理などの農作業に従事されております。必要な農機具については確保済みです。 続いて、26-2でございます。 議案番号25-1と同じく、土地改良区の解散移行手続のため財産処分を行う必要があることから、隣接する農地の相続人である受人へ売買により所有権移転を行うものです。受人は現在、転勤により●●に居住されておりますが、本年3月に定年退職をされ、また自宅も申請地より50mほどの距離にあることから、今後水稻作付を自ら行っていく予定でございませぬ。必要な農機具については確保されております。 続いて、27-3でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、28-4でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、29-5でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。自宅から徒歩で通える申請地で、農薬等を使用しない安心・安全な野菜を自作したいと考え、このたびの申請に至ったものです。申請地にはビニールハウスがあり、ハウス内で自家消費用のキュウリやトマトなどを作付される予定です。受人が耕作に従事する予定で、必要な農機具も保有されております。 続いて、30-6及び31-7は関連しますので、一括して説明させていただきます。 交換により所有権を移転するものです。本件は、これまで兄弟で共有地として一緒に耕作してきた農地を、持分に応じた面積に分割し、それぞれ単独所有とするため、持分の移転、

和田 主 査

交換を行うものです。それぞれが有する労力総数は議案に記載のとおりで、必要な農機具も保有されています。なお、議案番号30-6の申請地の一部に農業用倉庫を設置していることから、取得と同時に農業用施設届出を提出するよう指導しております。

続いて、32-8でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、33-9でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。自宅から徒歩で通える申請地で、自家消費用の柿やブルーベリー、芋を自作したいと考え、このたびの申請に至ったものです。受人は父の所有する農地の耕作の手伝いなど、農作業経験は10年程度あり、その経験を生かし、夫と二人で営農を行いたいと考えておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、34-10でございます。

親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、35-11でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。現在、●●で賃貸住宅に居住されていますが、このたび申請地に隣接する宅地を購入し、自己住宅を新築することとなりました。自宅の隣で、自家消費用の野菜やイチジク、栗を自作したいと考え、このたびの申請に至ったものです。近隣に居住する父が構成員となっておられる地域の農事組合法人の作業を手伝いながら、栽培技術の習得を図る予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、36-12でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社役員です。●●において、自身が経営する会社で農地を借り、農作業従事を4年ほどしておられます。本申請地を取得し、農業経営を拡充させたいと考え、このたびの申請に至ったものです。申請地においては、ジャガイモやアスパラを作付する予定で、一緒に耕作の事業を行う受人の子が広島市における帰農支援事業の研修を受け、農業技術の習得を図っておられます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

失礼いたしました。5人の労働力。

失礼いたしました。議案のほうを修正お願いいたします。4名の労働力でございます。失礼いたしました。

続いて、37-13でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、38-14でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。申請地は、受人が所有する田と一体となっており、耕作に便利であるため取得しようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、39-15でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。自宅から徒歩で通える申請地で、自家消費用の柿やブルーベリーを自作したいと考え、このたびの申請に至ったものです。受人は、父の所有する農地の耕作の手伝いなど、農作業経験は10年程度あり、栽培方法についてはインターネット等で習得される予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、40-16でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、41-17でございます。

親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。現在、この地区は県営圃場整備事業が実施されており、申請地につ

和田主査	<p>いて、土地改良法の規定に基づき一時利用地の指定がされ、使用開始されております。</p> <p>続いて、42-18でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。申請地は、受人が現在育苗ハウスとして使用されておられます。渡人は遠方に居住しており、今後も耕作の見込みがないことから、受人へ譲渡しようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、申請地の一部に、農作業に必要な用具を保管するためのコンテナが設置されておりますので、取得と同時に農業用施設届を提出するよう指導しております。</p> <p>続いて、43-19でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、農業生産及び福祉事業に関する法人を経営されておられます。申請地隣地において、就労継続支援B型事業所及び放課後デイサービス事業などを展開されており、事業所の隣地で耕作に便利な場所であることから、本申請地に露地野菜を作付し、農福連携を図りながら経営規模を拡充するため、このたびの申請に至ったものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、19件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要性があれば補足説明等をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。</p>
住井委員	<p>13番住井です。</p> <p>豊栄なんかは地籍が済んでないん、実際に土地が。田をずっと区切って、区画整理しとって、きちっと台帳が据わってないんじゃない。あの大きな田を区切ってから、持分が何ぼとかいうのが今の公図なんかのほうで出ようが。どうなん。</p>
和田主査	<p>現在、耕地整理中、土地改良の途中で、工事が済んでいるところもでございます。仮地番が設定されておりますので、その仮地番に対して使用、収益できるということになっております。</p>
住井委員	<p>ある司法書士さんに聞いたら、西条の区画整理か圃場整備したときは、全然公図と違うという話もあるんじやが、測量したら大ごとになるという説があるんじやが、どうかね。済んでないんじやろ、実際に、国調が。済んでないところがようけあるんじやろ。</p>
和田主査	<p>豊栄の安宿地区ですね。</p>
住井委員	<p>西条全体で、団体が事業とかという区画整理なんかしたところ。きちっとした測量が済んでないんじやろ、まだ。</p> <p>やっとなるかやってないんか、分かつ。恐らく、これは面積を地籍が完全にすんでないと、これ皆大嘘じゃろうと思うよ。あの大きな田んぼでもよく見ようたら、真ん中を挟んで持分が違ったり。国調が全然済んでないということじゃろ、西条か、あっちの区画整理をしたとこや、県がやった事業、国か。</p>
和田主査	<p>区画整理をされたところについては、測量されていると思います、きちんと。</p>
住井委員	<p>ううん、されてない。絶対されてない。</p>
和田主査	<p>大きな田んぼも一区画が持分になっているとか、本来あぜをつけて持分が分かるようにするべきなんだと思うんですけれども、大型機械で法人さんが一気に耕作をできるように、あえてあぜを造らず大きいままの形で整備をして、実際には筆は線が入っているというようなところを見かけることはございます。</p>
住井委員	<p>でも昔は大抵法人はなかったはずじゃけえ。大分昔やった分は。</p>
土井委員	<p>24番土井です。</p> <p>実際には、1枚の田んぼ、2haぐらいの田んぼを作っているはずなんですよ。それで、田んぼの中に、1町ぐらいの田んぼの中に所有者が3人とかというような状況にはなっておるといことで聞いています。ですから……。</p>

住井委員	結局、その持分なんかじゃから、今度は分けるときにいたしかろう。きちっと。
土井委員	了解の上じゃないの。圃場整備をするという条件だと思いますよ。ですから、野菜を何反植えにやいけんとかというのが全部条件になってきていて、田んぼもそういう条件で圃場整備をされたということで、農家の方は了解の上で圃場整備をされてるというふうに思っております。
議長	ありがとうございます。 次。
仲伏委員	19番仲伏です。 東広島市の土地改良区の理事長をしております。東広島市のうちが担当している今こういう整理した土地というのは、全て圃場整備した後に、それぞれの農家の人立会いで確定測量というのをやっております、皆。だから、今言われたように、これは違う、これは違うというのではないんですよ。じゃけえ、確実に確定測量をやって、それぞれ登記して、自分の持分はどうだというのが確定しますので、そういうことはないですね。
住井委員	はい。
仲伏委員	ありません、それは。
住井委員	前、土地改良区もあったと聞いたんで。大分前にやったけん県にも出とるはずじゃ。
仲伏委員	それはちょっと分かりませんが、土地改良区が担当した圃場整備については確定できています。
住井委員	昔の県じゃ。国がやった分。
議長	一応、議案以外なんで、またその分については後お願いします。 ほかに。
古川委員	23番古川です。 議案の25-1と26-2、八本松の吉川の土地改良区が解散するために田んぼを渡したということになっているんですか。これは、田んぼの中に土地改良区の土地がちょっと入っているだけなんですよ。何か、これを見ますと。1枚じゃないですよ。こういうことってあるんですか。田んぼの中の一部分が土地改良区の土地だっていうのは。
和田主査	実際、公図上では、公図上こういう形で土地改良区が所有されている田ということで登記をされておりますので、今回はそれを解散に伴い手放さないといけませんので、周囲も一体として使っておられる方に譲渡するというところで伺っております。
古川委員	分かりました。
議長	それでは、ほかにはないですか。
	< なし >
議長	ご質問がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下係長	議案の10ページをお願いいたします。 議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 11ページをお願いいたします。 今月は3件の申請がございました。 申請番号10-1は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●の北西約400mに位置する、昭和63年から平成4年にかけて実施された土地改良総合整備（一般）事業により整備された第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は現在自宅から離れた場所にあり、管理が困難になっていることから、自宅に隣接する申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございま

<p>松下係長</p>	<p>す。本件は、おおむね10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は本年3月17日付で農振農用地から除外されており、墓地の経営許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>続きまして、申請番号11-2、こちらは●●における駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は●●の北東600mに位置する●●に隣接するおおむね10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人は、●●の協力会社である●●を経営されており、取引の関係上、●●との行き来に支障を生じることが予測されるため、隣接地である申請地を●●への貸し駐車場とすることとし、転用許可申請をされたものでございます。こちらの申請地につきましては、農地転用の許可を得ることなく駐車場にされておりました。事後の申請となったことから、始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。</p> <p>続きまして、申請番号12-3でございます。</p> <p>●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南約650mに位置するおおむね10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地でございます。申請人は当該農地を休耕しており、今後も耕作の予定がないため、申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、都市計画法による建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分はいずれも意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員です。議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>豊田主査</p>	<p>改めまして、4月から5条の担当をさせていただきます豊田です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、総会議案の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第24号についてご説明させていただきます。</p> <p>今月は27件の申請がありました。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p>

豊田主査

それでは、77-1について説明いたします。

一般住宅への転用事案です。申請地は、●●の東に位置します、●●として平成4年から平成7年にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地でございます。受人は、●●において借家に居住をされております。このたび本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本申請地は、非農用地換地されている土地であり、平成3年3月8日付で当時の土地所有者の住宅のため、農地法第4条の許可を受けております。しかしながら、現在まで住宅は建築されておらず、また今後も住宅を建築する予定がない中、今回の譲受人が事業継承者として事業計画変更申請書を提出され、転用の申請がされているものでございます。本件は、農地法施行規則第37条第5項、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該土地改良事業計画に定められた用途に供する行為として、第1種農地の不許可の例外に該当します。また、建築許可申請については、担当部局に申請済みでございます。

続いて、78-2から80-4は事業者が同一であり関連しますので、一括してご説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。また、農振農用地からは令和5年3月17日付で除外済みでございます。

続いて、81-5でございます。

宅地拡張での転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。受人は申請地に隣接している宅地を所有し、●●に居住されている方でございます。このたび所有している宅地を拡張し、庭敷とするため本申請地を転用するものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。申請地は、以前から渡人が許可を得ることなくアスファルト舗装していたという状況でしたので、始末書を添付されております。

続いて、82-6について説明いたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅27棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、83-7から86-10については同一案件ですので、一括して説明いたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する集団農地内の第1種農地及び小集団の第2種農地です。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅27棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。議案のうち、84-8、85-9については第1種農地でございますが、こちらにつきましては農地法施行令第11条第1項第2号ニ、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で申請地を供することが必要であり、かつ第1種農地の割合が全体面積の3分の1を超えないものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、87-11から92-16は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用及び作業用通路への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。87-11及び88-12は、●●の北に位置する第2種農地です。89-13は、●●に位置する第2種農地です。90-14は、●●の北西に位置する第2種農地でございます。91-15は、●●の西に位置する第2種農地です。92-16は、●●の南に位置する第2種農地でございます。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するための転用及び作業用通路を整備するための一時転用をするものでございます。なお、89-13から92-16につきましては、農振農用地から令和5年3月17日付で除外済みでございます。

続いて、93-17から98-22は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。

<p>豊田 主査</p>	<p>太陽光発電設備への転用及び工事用通路への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。93-17は、●●の北に位置する農用地区域内農地でございます。94-18及び95-19は、●●の東に位置する第2種農地です。96-20は、●●の東に位置する第2種農地です。97-21及び98-22は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するための転用及び作業用通路を整備するための一時転用をするものでございます。なお、93-17は3年以内の転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。また、96-20につきましては、以前から申請地におきまして渡人が許可を得ることなく倉庫を建築しているということがありますので、始末書を添付しております。</p> <p>続いて、99-23について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、不動産の維持管理業等を営む法人です。近隣の不動産の維持管理業務及び販売業を行うための資材を置く場所が必要であり、本申請地を資材置場として転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、100-24について説明いたします。</p> <p>一般住宅への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●において賃貸住宅に居住されております。このたび本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に申請済みでございます。</p> <p>続いて、101-25について説明します。</p> <p>一般住宅への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する、昭和46年から昭和47年にかけて実施された小規模農業基盤整備事業により整備された第1種農地です。受人は、●●においてご実家に居住をされております。現在の住宅は手狭であり、また実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは令和5年3月17日付で除外済みでございます。</p> <p>続いて、102-26、103-27は同一案件ですので、一括で説明します。</p> <p>宅地拡張での転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、申請地の隣接に居住されております。このたび宅地を拡張し、庭敷とするため、本申請地を転用するものでございます。なお、議案のうち102-26につきましては、転用許可を受けることなく庭敷にしていたため、始末書を添付しております。</p> <p>以上、説明いたしました27件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますが、令和4年11月25日付で改定され、非農用地区域に係る土地改良事業に定められた用途に供する行為に供するものは除くものとされ、今回は議案の77-1がそれに該当します。つきましては、今月は上程議案中、78-2から86-10、93-17、101-25を意見聴取いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見なしということですので、それでは採決に入ります。 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、78-2から86-10、</p>

議 長	93-17、101-25については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、78-2から86-10、93-17、101-25については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第25号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、議案第25号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明申し上げます。</p> <p>本案につきましては、この3月から4月にかけての地区協議会の場でもお話をさせていただいておりますけれども、昨年度から農業委員会は毎年度最適化活動の目標を設定することとなっております。農業委員会の状況のほか、成果目標及び活動目標を記載することとなっております。この議案第25号は、今年度の最適化活動の目標設定の案として作成したものでございます。</p> <p>それでは、順に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1、農業委員会の状況でございますが、こちらには令和5年4月1日現在の農業委員会の体制と農家・農地等の概要について記載をしたものでございます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>2、最適化活動の目標でございます。1、最適化活動の成果目標の(1)の農地の集積でございます。①の現状でございますけれども、ここには管内の農地面積、集積率などを記載し、②には今年度の目標を記載しております。目標につきましては、県から示された担い手への集積率の目標値、これが令和12年度までに43.4%となっておりますことから、その数値を記載しております。また、今年度の新規集積面積や集積率につきましても、県が示した令和12年度の目標値を基に算出したものでございます。</p> <p>次に、(2)の遊休農地の解消でございますけれども、①の現状には、令和4年度の農地パトロールで遊休農地——いわゆるA農地でございますけれども——と判定された面積を記載しております。②の目標につきましては、国の示すガイドラインでは、令和3年度の遊休農地が基準となりまして、これを5年間で解消することを目標とするようされておりますので、1年当たりの解消目標面積として記載しております。</p> <p>次に、3ページの(3)の新規参入の促進でございますけれども、①の新規参入の現状と課題はご覧のとおりで、②の目標でございますが、こちらには新規参入者へ貸付けできる農地所有者の同意を得た上で公表することのできる農地面積の目標値を記載することとされております。国のガイドラインでは、過去3年間における農地の権利移動の1割以上を目標とするようされております。</p> <p>次に、2の最適化活動の活動目標についてでございます。(1)には一月当たりに委員さんが行う活動日数の目標値を記載することとなっております。国のガイドラインで示されております最低限の目標値として、月6日以上を記載しております。</p> <p>次に、(2)の活動強化月間の設定目標でございますが、こちらには農地パトロールとは別に、年間3か月間以上の活動強化月間を設定することとされており、本案では農地パトロール前後の期間を強化月間として記載しております。</p> <p>(3)の新規参入相談会への参加目標についてでございますが、こちらは県や市が実施いたします新規参入者を対象とした相談会が実施される場合に、委員さんがこれに参加することとされているもので、例年9月に県の主催で就農応援フェアというものが開催される予定でございますので、その旨を記載しております。今後、就農応援フェアの具体的な内容が分かりましたら、別途ご案内をさせていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>議案第25号についての説明は以上でございます。</p>

議長	事務局からの説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。 ないようですので、ほかにないですね。
古川委員	23番古川です。 3ページの最適化活動目標のところの1人当たりの活動日数と書いてあって、最適化活動を行う農業委員の人数が10人と書いてあるんですけど、この10人っていうのはどこから10人が出てきたんでしょうか。下の農地利用最適化推進委員の人数はたしか59人だから59人って分かるんですけど、10人っていうのはどこから出たんでしょうか。
議長	説明を。
定井局長補佐	最適化活動を行います農業委員さんの人数でございますけれども、農業委員さんは全部で今のところ23人でございますが、各地区、地区協議会の単位が10地区ございますので、その地区でお一人はこういった最適化活動を行うということで10人ということに記載させていただきました。
古川委員	分かりました。
議長	ほかにはご意見ないですか。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第25号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」、議案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案のとおり決定することといたします。 続きまして、日程第4の報告事項に入ります。 報告第16号から報告第18号について、事務局の説明を求めます。
松下係長	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第16号から報告第18号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 座って報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページ及び3ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は7件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第17号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから7ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は13件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 8ページをお願いいたします。 報告第18号「農地改良届出の受理について」でございます。 9ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は以上でございます。
議長	次に、日程第5のその他に入ります。 何かございましたらお願いをいたします。
松下係長	本日お配りをしております資料2の農地経営基盤強化促進法の改正に伴う農地転用手続のワンストップ化に係る対応について、その概要を説明させていただきます。 座って説明させていただきます。

松下係長	<p>こちらの資料をご用意ください。 資料2でございます。 こちらは、広島県から提供いただきましたこちらの資料を基に説明をさせていただきます。</p> <p>資料2の1ページをご覧ください。 1の趣旨でございます。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年4月1日から人の確保、育成を図る措置を講ずるため、認定農業者の農業施設の整備に係る農地転用許可手続をワンストップ化する制度が開始され、これに伴い改正後の農業経営基盤強化促進法第12条第6項に基づく知事の同意義務について権限移譲されるものでございます。</p> <p>具体的には、これまで農地転用の許可事務として行っていた農業用施設の許可手続が、農業経営改善計画に係るものについては申請先が市の農林水産課となり、農業委員会が内容を審査し、農林水産課へ返すというものでございます。</p> <p>次に、3ページをお開きください。 中段の図が現行となり、県への同意が必要となっておりますが、権限移譲した場合は下段の図の形となり、農業委員会が審査、同意を行うことにより、県への同意が不要となるものでございます。</p> <p>なお、移譲時期につきましては、県の条例改正が6月定例会を予定されておりますので、7月頃となる予定でございます。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それではありがとうございました。 その他委員さんで何かございましたらお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたり審議誠にご苦労さまでした。 それでは、大月会長職務代理から次回の総会について報告をお願いをいたします。</p>
大月職務代理者	<p>失礼いたします。審議ご苦労さまでした。 次回5月総会につきましては、5月29日月曜日、時間は14時から市役所本館3階303と予定しておりますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。 午後2時からとなっておりますので、お疲れのところとは思いますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、以上で4月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 24番 土井 浩文 委員 1番 三見 昌嗣 委員